

(別記)

令和7年度東海村地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

東海村は県都水戸市の北東へおよそ15kmに位置し、久慈川の南側と真崎浦、細浦等の低地は沖積層で水田地帯となっているが、台地は洪積層で畑地と平地林を構成し、東は緩やかに傾斜して太平洋に面している。気候は概ね温和で、比較的自然条件に恵まれている。

水田においては、米や麦・大豆・野菜などの転作作物が生産されているが、農業者の高齢化や後継者不足により不作付地が増え耕地利用率は低下傾向にある。

令和6年産米については、米価の高騰、飼料用米一般品種の交付単価の減額等により、飼料用米の作付面積が減少し、主食用米の作付面積が増加した。今後も米価の安定を図るべく、継続して需要の見込まれる品目への転換と定着を進める必要がある。

転作作物において、麦や大豆等の土地利用型作物は需要に応じた生産に左右され変動してきた。

農業生産の基盤については、早くから区画の大型化、農道整備、パイプライン化等が行われてきたが、一部地域においては、湿害等に苦しんでおり、当該地域では新規需要米の作付けにより需要に応じた生産を推進していく。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

適地適作の推進

東海村は全国でも有数の干し芋の産地であり、生産者が多いことから、原材料のかんしょは需要があるため、産地交付金による支援を行い、かんしょ（高収益作物）の作付面積の拡大を図る。

収益性の向上

土地改良区による圃場整備事業により、大規模な水稻圃場があるため、高収益作物の導入が見込めず、水稻の作付面積を大幅に減少させるのは難しい。そのため、地区説明会を開き、新規需要米の収益力について説明することで、主食用米からの転換を促し水田の収益性を向上させる。

生産コストの低減

農業者の所得向上のため、団地化を推進し生産コストの低減を図る。団地化するための土地利用調整については、関係農家の利害や調整者の負担等が伴うため、各地域の関係団体と協力して推進していく。

また、機械の効率的利用と高齢化による耕作放棄地拡大を抑制するため、地域の担い手に対する農地集積を促進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

東海村の農業従事者は高齢者が多く、戸別の耕地面積も小さいため、新たな作物の導入は難しい。そのため、現在広く浸透している麦・大豆・かんしょを中心に転作し、既存の

水稲圃場では現在の飼料用米の取り組みを維持および定着化させるとともに、実需者への安定供給のため多収品種の導入に努め、さらなる水田の有効利用を図る。

水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

5年水張りルールに対応促進のため、水稲を組み入れずに畑作物の作付を続けている水田の有無を確認の上、今後水稲作に活用される見込みがあるか調査を行う。調査結果を踏まえ、対象者に畑地化促進事業の活用を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

「買ってもらえる米」を年間通じて安定した品質で提供できるよう下記事項を推進する。

主要作物である米の価格と販売安定のために安全・安心な米づくりの推進に取り組みブランド米の確立を図る。

また、茨城県農業再生協議会長より示された生産数量目標に相当する数値の生産を確保しながら、需要に応じた付加価値の高い米の生産・流通体制の確立を推進する。

- ・銘柄確認のため、種苗・種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・農協系統が定める自主規格で乾燥・調製することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・安全・安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立を図る。
- ・農地中間管理事業や地域計画を利用した経営農地の集約・集積を通じた省力化・低コスト化の普及を図る。

(2) 備蓄米

地域の実情により、取組予定なし。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、飼料用米を転作作物の中心作物の1つとして、産地交付金を活用した低コスト化の取組（立毛乾燥や直播栽培等）を生産者に推進する。また、多収品種の導入を推進する。

イ 米粉用米

地域の実情により、取組予定なし。

ウ 新市場開拓用米

米の消費量が減少している中で、低コスト化の取組（立毛乾燥や直播栽培等）を生産者に周知・推進し、新市場開拓用米の取組により米価の維持・向上と経営の安定化を図る。

エ WCS用稲

地域の実情により、取組予定なし。

オ 加工用米

米価を維持・向上させ、経営の安定化を図るため、低コスト化の取組を生産者に周知・推進し、転作作物の1つとして実需者ニーズに基づいた生産拡大を目指す。

また、安定生産を目的とし、複数年契約を推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

需要に応じた生産における重点転作作物として、下記事項を推進する。

- ・銘柄確認のため、種苗・種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・農協系統が定める自主規格で乾燥・調製することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・赤かび病の防除を徹底する。
- ・安全・安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立を図る。
- ・大規模な担い手に生産を集積し、質量ともに安定した供給を目指す。
- ・団地化とブロックローテーションにより病害・湿害を回避し、生産の安定を図る。
- ・優良品種の当地域での適性を検討し、実需者の意見を取り入れた計画的な導入を図る。
- ・土壌改良資材の投入による品質の向上を図る。
- ・5年水張りルールの見据え、畑地化や連作障害回避に有効な手法の導入検討を促す。

イ 大豆

需要に応じた生産における重点転作作物として、二毛作の取組を推進し、麦との栽培体系を確立し、下記事項を推進する。

- ・銘柄確認のため、種苗・種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- ・調製の管理（着色粒の除去）により品質の向上と均質化を図る。
- ・安全・安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立を図る。
- ・大規模な担い手に生産を集積し、質量ともに安定した供給を目指す。
- ・団地化とブロックローテーションにより病害・湿害を回避し、生産の安定を図る。
- ・実需者との情報交換を一層緊密化し、実需者ニーズにあった作付け計画を策定する。
- ・土壌改良資材の投入による品質の向上を図る。
- ・5年水張りルールの見据え、畑地化や連作障害回避に有効な手法の導入検討を促す。

ウ 飼料作物

需要に応じた生産における重点転作作物として、下記事項を推進する。

- ・麦、大豆を作付する経営体の輪作作物として子実用とうもろこしの作付を推進する。
- ・飼料用とうもろこしは畜産団体と連携の上、作付拡大を推進する。
- ・水田の収益力を向上させるため麦との二毛作を推進する。
- ・5年水張りルールの見据え、畑地化や連作障害回避に有効な手法の導入検討を促す。

(5) そば、なたね

「常陸秋そば」の普及促進を図り、品質と収量の向上に努めながら特産品として推進する。また、5年水張りルールの見据え、畑地化や連作障害回避に有効な手法の導入検討を促す。

(6) 地力増進作物

地域の実情により、取組予定なし。

(7) 高収益作物

ア 野菜

きゅうり、なす、かぼちゃ、キャベツ、大根、にんじん、サトイモ、食用ばれいしょ、食用かんしょ、ブロッコリー、小豆、いんげん、その他野菜、豆類について、下記事項を推進する。

- ・地産地消の観点から地元生産地元消費を進め、減農薬・有機栽培等を図る。
- ・適切な肥培管理により、品質の向上と均質化を図る。
- ・安全・安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立を図る。

また、加工・業務用需要の回復を見据え、高い収益性および需要がある加工用トマト等の園芸作物の生産を推進する。

イ その他作物

加工用青刈り稲の作付けを推進する。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	233.15		286.69		206.5	
備蓄米					0	
飼料用米	72.95		18.15		85.00	
米粉用米					0	
新市場開拓用米	1.71		0.96		15.00	
WCS用稲					0	
加工用米			9.74		15.00	
麦	44.09		45.64		46.76	
大豆	22.5	1.66	18.92		22.13	12.00
飼料作物					0	
・子実用とうもろこし					0	
そば	0.25		1.64		0.25	
なたね					0	
地力増進作物					0	
高収益作物	8.73		9.05		11.00	
・野菜	8.19		8.45		10.46	
・花き・花木	0.16		0.2		0.16	
・果樹	0.38		0.4		0.38	
・その他の高収益作物					0	
その他						
・						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦	団地化加算（麦）	団地化（麦） 取組面積（ha） 麦生産費（円/10a）	（R 6年度） 28.01ha 62,000円/10a	（R 7年度） 45.00ha 61,000円/10a （R 8年度） 50.00ha 60,500円/10a
2	麦	ブロックローテーション加算	団地化（BR） 取組面積（ha） 麦生産費（円/10a）	（R 6年度） 18.31ha 62,000円/10a	（R 7年度） 20.00ha 61,000円/10a （R 8年度） 22.00ha 60,500円/10a
3	飼料作物	二毛作助成 （飼料作物・大豆）	二毛作取組面積（ha）	（R 6年度）※大豆のみ 1.66ha	（R 7年度） 10.00ha （R 8年度） 12.00ha
	大豆				
4	飼料用米（専用品種）	飼料用米生産性向上等への加算	飼料用米 生産性向上 取組面積（ha）	（R 6年度） 72.95ha	（R 7年度） 83.00ha （R 8年度） 85.00ha
	飼料用米（一般品種）				
5	大豆	団地化加算（大豆）	団地化（大豆） 取組面積 大豆生産費（ha）	（R 6年度） 13.11ha 62,000円/10a	（R 7年度） 12.00ha 62,000円/10a （R 8年度） 14.00ha 61,500円/10a
6	野菜（湛水性野菜を除く） 加工用青刈り稲	高収益作物の作付助成	高収益作物 作付面積（ha）	（R 6年度） 8.70ha	（R 7年度） 10.00ha （R 8年度） 11.00ha
7	麦・大豆	達成加算（麦・大豆）	基準単収（麦） 達成面積（ha）	（R 6年度） 4.38ha	（R 7年度） 5.50ha （R 8年度） 7.00ha
			基準単収（大豆） 達成面積（ha）	（R 6年度） 0.55ha	（R 7年度） 2.50ha （R 8年度） 4.00ha
8	新市場開拓用米（輸出用米）	新市場開拓米生産性向上等への加算	新市場開拓米 生産性向上 取組面積（ha）	（R 6年度） 1.71ha	（R 7年度） 10.0ha （R 8年度） 15.0ha
9	加工用米	加工用米生産性向上等への加算	加工用米 生産性向上 取組面積（ha）	（R 6年度） 0ha	（R 7年度） 10.0ha （R 8年度） 15.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
 ※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 茨城県

協議会名: 東海村地域農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	団地化加算(麦)	1	10,000	麦	4ha以上の連担団地で概ね一団(連担)して1対象作物を1ha以上作付すること等。
2	ブロックローテーション加算(麦)	1	4,000	麦	対象作物の合計作付面積が4ha以上のブロックローテーション等。
3-1	二毛作助成(飼料作物)	2	10,000	飼料作物	基幹作物(麦)+二毛作(飼料作物)の取組等。
3-2	二毛作助成(大豆)	2	10,000	大豆	基幹作物(麦)+二毛作(大豆)の取組等。
4-1	飼料用米生産性向上等への加算(専用品種)	1	13,500	飼料用米(専用品種)	飼料用米(専用品種)の導入、温湯種子消毒等のいずれか2つに取り組む。
4-2	飼料用米生産性向上等への加算(一般品種)	1	12,000	飼料用米(一般品種)	飼料用米(一般品種)の導入、温湯種子消毒等のいずれか2つに取り組む。
5	団地化加算(大豆)	1	10,000	大豆	4ha以上の連担団地で概ね一団(連担)して1対象作物を1ha以上作付すること等。
6	高収益作物の作付助成	1	11,000	野菜(温水性野菜を除く)、加工用青刈り稲	・収穫・販売を行う。 ・加工用青刈り稲は、新規需要米取組計画の認定を受けていること。
7	達成加算(麦・大豆)	1	10,000	麦・大豆	関東農政局が示す茨城県の基準単収を超えること等。
8	新市場開拓用米(輸出用米)	1	14,000	新市場開拓用米	新市場開拓用米の導入、温湯種子消毒等のいずれか2つに取り組む。
9	加工用米生産性向上等への加算	1	14,000	加工用米	加工用米の導入、温湯種子消毒等のいずれか2つに取り組む。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携+二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作物を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作物を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(簡票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(簡票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。